

目 次

I 平成 25 年度税制改正の解説（事業再生関係）	1
1 一定の私的整理計画において債務免除等が行われる場合の資産の評価損益等の特例	1
(1) 改正前の制度の概要	1
(2) 改正の内容	5
(3) 適用時期	8
2 設立当初からの欠損金の損金算入制度	9
(1) 改正前の制度の概要	9
(2) 改正の内容	11
(3) 適用時期	12
3 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例（創設）	13
(1) 新制度の内容	13
(2) 適用時期	14
4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（創設）	16
(1) 新制度の内容	16
(2) 適用時期	17
II 平成 25 年度税制改正の解説（組織再編関係）	18
1 青色欠損金の繰越控除制度	18
(1) 改正前の制度の概要	18
(2) 改正の内容	19
(3) 適用時期	21
2 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度	22
(1) 改正前の制度の概要	22
(2) 改正の内容	23
(3) 適用時期	24

I 平成 25 年度税制改正の解説（事業再生関係）

1 一定の私的整理計画において債務免除等が行われる場合の資産の評価損益等の特例

(1) 改正前の制度の概要

一定の要件を満たす私的整理計画においては、民事再生等の法的整理の場合と同様に企業再生税制（資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金を含む設立当初からの欠損金の損金算入制度）の適用が認められています。

イ 資産の評価損益の計上

(イ) 内容

再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた場合においてその時の価額による資産評定を行っているときは、その評定による資産の評価損益の額は、その事実が生じた日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に算入することとされています（法法 25③、33④）。

(ロ) 再生計画認可の決定に準ずる事実

上記(イ)の再生計画認可の決定に準ずる事実とは、私的整理におけるその債務処理に関する計画が次の①から④の要件又は①から③及び⑤の要件を満たすものであることとされています（法令 24 の 2、68 の 2）。

① 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものとして認められるものであって、次に掲げる事項が定められているものに限る、一定のものを除く。）に従って策定されていること。

i 債務者の有する資産及び負債の価額の評定（資産評定という。）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限る。）

ii その計画がその準則に従って策定されたものであること並びに②及び③に掲げる要件に該当することにつき確認をする手続並びにその確認をする者に関する事項

② 債務者の有する資産及び負債につき① i に規定する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎としたその債務者の貸借対照表が作成されていること。

③ ②の貸借対照表における資産及び負債の価額、その計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。

④ 2 以上の金融機関等（次に掲げる者をいい、その計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（いわゆる LPS や LLP を指す。）に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）が債務免除等をする事が定められていること。

i 預金保険法に掲げる金融機関（協定銀行を除く。）

- ii 農水産業協同組合貯金保険法に規定する農水産業協同組合
 - iii 保険業法に規定する保険会社及び外国保険会社等
 - iv 株式会社日本政策投資銀行
 - v 信用保証協会
 - vi 地方公共団体（i から v までに掲げる者のうちいずれかの者ととともに債務免除等をするものに限る。）
- ⑤ 政府関係金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、株式会社企業再生支援機構¹又は協定銀行（これらのうちその計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）が有する債権その他一定の債権につき債務免除等を行うことが定められていること。

(ハ) 再生計画認可の決定に準ずる事実の具体例

上記(ロ)の要件を満たす合理的な再建計画としては、次の①ないし⑤の再建計画等が国税庁からの文書回答により認められています（平成 17 年 5 月 11 日付国税庁課税部長文書回答他）。

- ① 私的整理に関するガイドライン及び同 Q & A に基づき策定された再建計画
- ② 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）に従って策定された再生計画
- ③ RCC 企業再生スキームに基づき策定された再生計画
- ④ 特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画（事業再生 ADR）
- ⑤ 株式会社企業再生支援機構²が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画

(ニ) 評価損益の計上の対象とならない資産

次に掲げる資産は、この規定による資産の評価損益の計上ができないこととさ

¹ 「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」（平成 25 年 3 月 6 日公布、同年 3 月 18 日施行）により株式会社地域経済活性化支援機構に改組されている。

なお、平成 25 年 3 月 18 日からの改組に伴い同機構を貸倒引当金制度及び企業再生税制の対象とする改正が行われている（新法第 33④、52①②、59②、新法第 24 の 2①一、五、96④十三、新法規 8 の 6①②、「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」附則 1）。

² 上記脚注 1 参照。

れています（法令 24 の 2④、68 の 2③）。

- ① 再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた日の属する事業年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度（前 5 年内事業年度等という。）において次に掲げる規定の適用を受けた減価償却資産（その減価償却資産が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（被合併法人等という。）から移転を受けたものである場合には、被合併法人等の前 5 年内事業年度等において次に掲げる規定の適用を受けたものを含む。）
 - i 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - ii 特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - iii 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - iv 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - v 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - vi 特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
 - vii 個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入（i から vi までに掲げる規定により個別損金額を計算する場合に限る。）
 - viii 転廃業助成金等に係る課税の特例
- ② 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入の規定による短期売買商品
- ③ 売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等の規定による売買目的有価証券
- ④ 償還有価証券の帳簿価額の調整の規定による償還有価証券
- ⑤ 少額資産

資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の価額とその資産をその一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額との差額³がその資産を有する内国法人の資本金等の額の 2 分の 1 に相当する金額と 1,000 万円（その内国法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるもの（有利子負債）の額が 10 億円に満たない場合には、100 万円）とのいずれか少ない金額に満たない場合のその資産

³ 前 5 年内事業年度等において上記① i から viii までに掲げる規定の適用を受けた固定資産（上記①に規定する減価償却資産を除く。）で、その価額がその帳簿価額を超えるものについては、その前 5 年内事業年度等において上記① i から viii までに掲げる規定により損金の額に算入された金額とその超える部分の金額とのいずれか少ない金額を控除した金額とする。

なお、この判定の基礎となる資本金等の額は、再生計画認可の決定に準ずる事実が生じた時の直前の資本金等の額によることとされています（法基通 4-1-9）。

上記の一定の単位は、次のそれぞれに掲げる資産の区分に応じそれぞれに定めるところにより区分した後の単位とされています（法規 8 の 6③）。

i 金銭債権

一の債務者ごとに区分するものとされています。

ii 棚卸資産（i 又は vi に掲げるものを除く。）

その内国法人の営む事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品（副産物及び作業くずを除く。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分により区分するものとされています。

iii 減価償却資産である建物

一棟（建物の区分所有等に関する法律の規定に該当する建物にあっては、建物の部分）ごとに区分するものとされています。

iv 減価償却資産である機械及び装置

一の生産設備又は一台若しくは一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）ごとに区分するものとされています。

v その他の減価償却資産

iii 又は iv に準じて区分するものとされています。

vi 土地等（土地及び土地の上に存する権利をいう。）

土地等を一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等）ごとに区分するものとされています。

vii 有価証券

その銘柄の異なるごとに区分するものとされています。

viii その他の資産

通常取引の単位を基準として区分するものとされています。

ロ 設立当初からの欠損金の損金算入制度

私的整理計画において一定の債務免除等があった場合において、上記イ(ロ)の再生計画認可の決定に準ずる事実、又は、親子会社間において親会社の子会社に対して有する債権を単に免除するというようなものでなく、その債務免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等、その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められるような事実があるときには、期限切れ欠損金を含む設立当初からの欠損金の損金算入制度の適用が認められています（法法 59②、法令 117、法基通 12-3-1）。

なお、上記イの資産の評価損益を計上している場合には、「青色欠損金の繰越控除制度」（法法 57）及び「災害損失欠損金の繰越控除制度」（法法 58）よりも優先してこの規定の適用が認められています（この規定による損金算入額の計算方法等については、「設立当初からの欠損金の損金算入制度」（下記 2（9 頁）参照）。

(2) 改正の内容

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の廃止に伴い、上記(1)イ及びロの規定に関して次の措置が講じられます。

イ 適用要件の拡大

青色申告書を提出する中小企業者⁴について平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実⁵が生じた場合で、かつ、2 以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合契約⁶に係る組合財産となる場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産評定をし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は設立当初からの欠損金の損金算入制度の適用（評価損益の計上が行われる場合には青色欠損金等の繰越控除制度に対する優先適用）ができることとされています（新措法 67 の 5 の 2、新措令 39 の 28 の 2①）。

（参考）

企業再生税制の適用がある私的整理は、「再生計画認可の決定に準ずる事実」に

⁴ 中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人等）に発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人及び 2 以上の大規模法人にその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人以外の法人をいい、資本若しくは出資を有しない法人の場合には、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいう（新措法 42 の 4②五、新措令 27 の 4⑩）。

⁵ 上記 I1(1)イ(ロ)（1 頁）参照。

⁶ 特定投資事業有限責任組合契約とは、中小企業者の事業の再生に著しく寄与する契約として中小企業者の事業の再生を支援することを目的とするものであることその他の中小企業に対する金融の円滑化を図ることによりその事業の再生を支援するための基準として内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する投資事業有限責任組合契約をいう（新措法 67 の 5 の 2②三、新措令 39 の 28 の 2③⑥、「租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件」（内閣府経済産業省告示第二号））。

該当する必要がある（法法 25③、33④、59②）、再生計画認可の決定に準ずる事実
に該当するための要件の一つに、2 以上の金融機関等（その計画に係る債務者に対す
る債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資
事業有限責任組合契約等を締結している者は除く。）が債務免除等を行うこと（又
は政府関係金融機関等が債務免除等を行うこと）とされていました。

例えば、メインバンク 1 行以外の金融機関が投資事業有限責任組合である再生フ
ォンド等⁷に債権売却しているようなケースでは、メインバンク 1 行と再生ファンド
による債務免除等となり、2 以上の金融機関等が債務免除等を行うことの要件を満
たすことができなくなる等の問題が指摘されていました。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

【現状及び問題点】

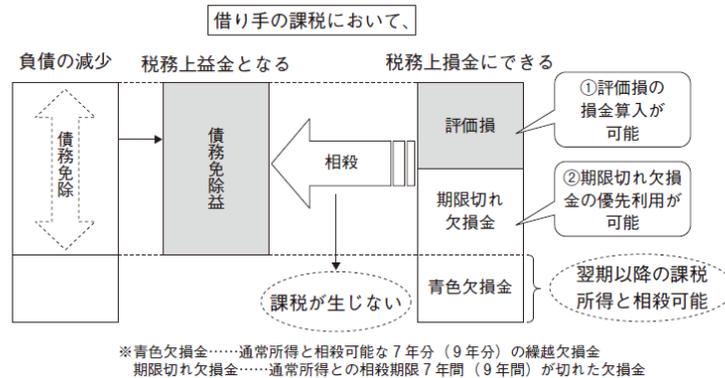
- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に
対する課税が再生を妨げることのないよう「企業再生税制」が措置されている。
- ただし、同措置の適用は、「2 以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等
に限定。
- このため、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、
合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少
なくない。

【大綱の概要】

合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド
(※)の債権放棄も対象とする特例を設ける
(※金融庁長官及び経済産業大臣が指定)

⁷ 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の廃止に伴い、各地におけ
る中小企業の事業再生支援を行うために再生ファンド等を設立する動きが活発になっている（中小企業庁
HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>）。

○ 「企業再生税制」の概要



- 《企業再生税制適用の要件》
- 公表された債務処理の準則（支援協等の準則）に従って計画が策定されていること
 - 2以上の金融機関による債務放棄が行われていること（ただし、政府関係金融機関、企業再生支援機構又はRCCが有する債権につき債務免除等をする場合は2以上である必要はない）
- ⇒今回、再生ファンドによる債権放棄も追加（特例）

（金融庁資料を一部改変）

□ 評価損益対象資産の拡大

資産の評価損益の計上について、評価損益の計上の対象とならない資産の範囲から少額資産（上記(1)イ(ニ)⑤（3頁）参照）が除外され、評価差額が1,000万円（有利子負債10億円未満の場合には100万円）未満の資産等であってもその評価損益が計上できることとされています（新法令24の2④）。

また、評価損益の計上の対象とならない資産の範囲に少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（新法令133）又は一括償却資産の損金算入制度（新法令133の2）の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産を加えることとされています（新法令24の2④五）。

（参考）

企業再生税制における資産の評価損益の計上の対象とならない資産として少額資産が挙げられていました。企業によっては、含み損がある資産が少額資産に集中しているようなケースもあり、そうした場合には、評価損の計上ができないという問題が指摘されていました。

◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

【現状及び問題点】

- 現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が少額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 他方、近年、実抜計画策定の必要性の高まり等を背景に、少額資産も含めて広く資産評価を実施する事例が増加。
- 資産評価の結果、評価損があるにもかかわらず、損金算入が認められないために、債務免除益が課税されるおそれ。



【大綱の概要】

「企業再生税制」の適用場面において、少額資産についても資産評価が行われている場合には、評価損の計上を認めること

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円
(<100万円) であると、50台
あれば4,000万円が損金計上不可

(金融庁資料を一部改変)

(3) 適用時期

上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生ずる場合について適用されます(改正法附則 70、改正法令附則 3)。

2 設立当初からの欠損金の損金算入制度

(1) 改正前の制度の概要

内国法人について再生手続開始の決定その他一定の事実があった場合において、下記イ①から③に掲げる場合に該当するときは、下記ロの損金算入限度額に達するまでの金額をその該当することとなった事業年度の損金の額に算入することとされています（法法 59②、法令 117）。

イ 設立当初からの欠損金を利用できる一定の場合

- ① 再生手続開始又はこれに準ずる一定の事実が生じた時に一定の債権を有する者からその債権につき債務免除を受けた場合（デット・エクイティ・スワップにより債務が消滅した場合を含む。）
- ② 再生手続開始又はこれに準ずる一定の事実が生じたことに伴い役員等（役員又は株主）から私財提供を受けた場合
- ③ 再生計画認可の決定又はこれに準ずる一定の事実が生じた（上記 1(1)イ(ロ)（1 頁）参照）時にその時の価額による資産評定をして、それに基づき資産の評価損益を計上した場合

なお、③に該当しない場合には、青色欠損金等の繰越控除を適用した後にこの規定を適用し、③に該当する場合には、この規定を適用した後に青色欠損金等の繰越控除を適用することとされています。

ロ 損金算入限度額

損金算入限度額の計算は、再生計画認可の決定時において資産評定を行いそれに基づき資産の評価損益を計上しているか否か（上記イ③に該当するか否か）で異なります（法法 59②、法令 117 の 2、法基通 12-3-2）。

次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合の計算は、設立当初からの欠損金（下記(イ)及び(ロ)の②）のうち、課税所得の原因となりうる債務免除益等相当額（下記(イ)及び(ロ)の①）に達するまでの金額が損金算入されますが、その損金算入額は当期の所得金額（下記(イ)及び(ロ)の③）を超えることはできないという意味です。

(イ) 評価損益の計上がない場合

次の①から③に掲げる金額のうち最も少ない金額が損金算入限度額とされています。

- ① 債務免除額（消滅益を含む。）と私財提供された金銭その他の資産の価額の合計額（上記イの①、②の合計額）
- ② 繰越欠損金額（法人税の申告書の別表五（一）「I 期首現在利益積立金額」の差引合計額のマイナス記入された金額）から当期の繰越控除に利用された青

青色欠損金等の金額を控除した金額

- ③ この規定を適用しないで計算した当期の所得金額（青色欠損金等の繰越控除適用後の所得金額）

(ロ) 評価損益の計上がある場合

次の①から③に掲げる金額のうち最も少ない金額が損金算入限度額とされています。

- ① 債務免除額（消滅益を含む。）と私財提供された金銭その他の資産の価額と評価益の益金算入額（評価損がある場合にはその金額を減算する。）の合計額（上記①の①、②、③の合計額）
- ② 繰越欠損金額（法人税の申告書の別表五（一）「Ⅰ 期首現在利益積立金額」の差引合計額のマイナス記入された金額）
- ③ 青色欠損金等の繰越控除及びこの規定を適用しないで計算した当期の所得金額

ハ 設立当初からの欠損金の損金算入額（控除額）の内訳

設立当初からの欠損金は、青色欠損金等の部分とそれ以外の期限切れ欠損金の部分から成りますが、この規定の適用により設立当初からの欠損金が控除された場合に、いずれの部分が控除されたかについては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合の区分に応じて次のように規定されています（法法 57⑤、58③、法令 112⑨、116④）。

(イ) 評価損益の計上がない場合

青色欠損金等（当期における青色欠損金等の繰越控除で控除されていない青色欠損金等）の部分から先に控除されたものとされ、次いで期限切れ欠損金の部分が控除されたものとされます。

なお、この規定の適用により控除されたものとされた青色欠損金等は、翌期以降に繰り越すことはできません。

(ロ) 評価損益の計上がある場合

期限切れ欠損金の部分から先に控除されたものとされ、次いで青色欠損金等の部分が控除されたものとされます。

なお、この規定の適用により控除されたものとされた青色欠損金等は、当期における青色欠損金等の繰越控除で控除することはできず、また、翌期以降に繰り越すこともできません。

(2) 改正の内容

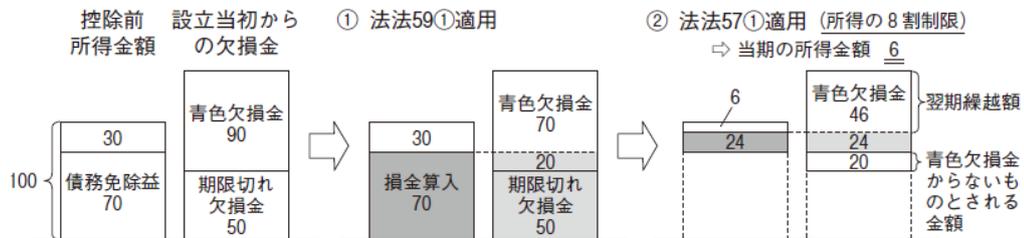
青色欠損金等の繰越控除制度の適用後に設立当初からの欠損金の損金算入制度を適用する場合について、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益等相当額を超える場合における損金算入額は、青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の 20%相当額を減算した金額が限度とされています（新法 59②）。ただし、中小法人等については、現行どおりとされています（新法 59②）。

(参考)

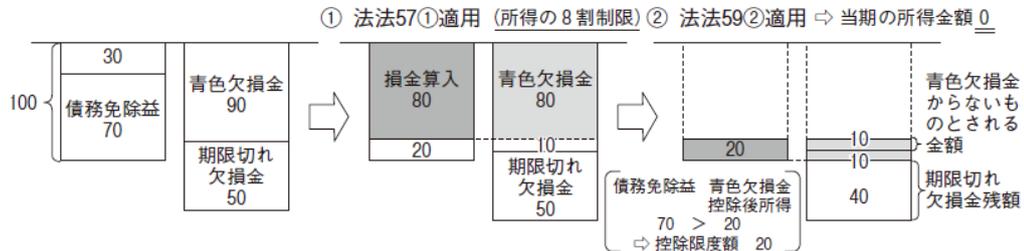
平成 23 年 12 月の税制改正において、法人税率の引下げに伴う課税ベースの拡大措置の一環として、青色欠損金等の繰越控除制度については、中小法人等を除き、青色欠損金等の控除前の所得金額の 80%相当額を上限とする制限措置が導入されました（法 57①⑩、58①⑥）。

しかしながら、青色欠損金等の繰越控除の適用後に設立当初からの欠損金の損金算入制度を適用する場合（期限切れ欠損金を青色欠損金等に劣後して控除する場合）には、控除限度額（控除前の所得金額の 80%相当額）を超えるために青色欠損金等の繰越控除による控除ができなかった部分を含めて設立当初からの欠損金として控除することができるため、青色欠損金等の繰越控除より優先して設立当初からの欠損金の損金算入制度を適用する場合（期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して控除する場合）と比較して最終的な所得金額に差異が生ずるという問題点が指摘されていました。

(1) 期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して控除する場合（法 59①②三の場合）



(2) 期限切れ欠損金を青色欠損金に劣後して控除する場合（法 59②一ニの場合）



【問題点】 期限切れ欠損金の損金算入制度における控除限度額が債務免除益等相当額とされているため、上記(2)の場合では、青色欠損金の損金算入制度の適用後の所得金額のうち債務免除益等相当額までは全額控除されてしまう。

(自民党税制調査会資料より)

(3) 適用時期

上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に再生手続開始の決定その他一定の事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則 9）。

3 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例（創設）

(1) 新制度の内容

中小企業者⁸に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その個人の有する資産（有価証券を除く。）でその資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているもの⁹を、その内国法人について策定された債務処理計画¹⁰に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、その贈与によるみなし譲渡課税（新所法 59①一）を適用しないこととされています（新措法 40 の 3 の 2①）。

- ① その個人が、その債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ③ その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

⁸ 上記脚注 4（5 頁）参照。

⁹ その資産又は権利でその内国法人の事業の用及びその内国法人の事業の用以外の用に供されているものにあつては、次の①及び②に掲げる権利の区分に応じ、それぞれに定める金額に相当する部分とする（新措令 25 の 18 の 2①）。

① 土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（建物等という。）の賃借権、使用貸借権その他建物等の使用又は収益を目的とする権利

その土地又は建物等の価額に相当する金額に、その土地又は建物等の面積又は床面積のうち占めるその内国法人の事業の用に供されている権利が設定されている部分の面積又は床面積の割合を乗じて計算した金額

② 工業所有権その他の資産の使用又は収益を目的とする権利（上記①に掲げるものを除く。）

その工業所有権その他の資産の価額に相当する金額に、個人が収入すべきその工業所有権の使用料の総額のうち占めるその内国法人から収入すべき使用料の額の割合その他権利の種類及び性質に照らして合理的と認められる基準により算出したその内国法人の事業の用に供されている割合を乗じて計算した金額

¹⁰ 債務処理計画とは、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の法人税法施行令 24 条の 2 第 1 項に定める要件（上記 I1(1)イ(ロ)（1 頁）参照）を満たすものをいう（新措令 25 の 18 の 2②）。

なお、この制度は、確定申告書にこの制度の適用を受ける旨の記載があり、かつ贈与をした資産の種類その他一定の事項を記載した書類及びその贈与が上記①から③に掲げる要件を満たして行われた旨その他一定の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用することとされています（新措法 40 の 3 の 2②、新措規 18 の 19 の 2①②）。

(2) 適用時期

上記の改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 18、改正措令附則 1、改正措規附則 1）。

◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

【現状及び問題点】

- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

【大綱の概要】

「合理的な再生計画」^(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、金融機関に私財提供を行う場合と同様に、譲渡所得を非課税とする

【今回措置されたもの】

○再生企業に対して私財提供
私財を現物で提供（無償等）

再生企業 ← 経営者 (私財を現物で提供 無償等)

再生企業 ↑ 債権 → 金融機関

みなし譲渡益課税 → 譲渡益非課税

【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供

再生企業 ← 経営者 (保証履行として金融機関に私財提供)

再生企業 ↑ 債権 → 金融機関

譲渡益非課税

(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

(金融庁資料より)

(参考)

現在、再生企業の債務に係る個人保証人が保証債務の履行のために資産の譲渡をして、その履行に伴う求償権の行使が不能になった場合には、その資産の譲渡益に係る所得税が非課税となる措置が設けられている（所法 64②）。

また、国税庁から個別照会事例として公表されている平成 21 年 11 月 6 日付「株式会社企業再生支援機構¹¹が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」では、保証債務を履行するための資産の譲渡に関する次の照会に対して、その考え方を容認する旨の回答がされている。

¹¹ 上記脚注 1 (2 頁) 参照。

株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（一部抜粋）

（保証債務の特例）

合理的な事業再生計画が策定される際には、当該事業再生計画において支援対象者の代表者等の個人に私財提供を求めることがあります。具体的には、代表者等が支援対象者に貸し付けている個人所有の資産（以下「事業用資産」といいます。）を、当該支援対象者の機構法上の金融機関等¹²からの借入金の担保に供している場合において、①代表者等が当該事業用資産を担保権負担付のまま当該支援対象者に担保権負担がないものとして算定した適正な時価により有償で譲渡するときに、代表者等は受け取った譲渡代金により、債務超過である当該支援対象者の保証債務を履行する、あるいは、②代表者等が機構法上の金融機関等に対して当該事業用資産による代物弁済を行うことにより、債務超過である当該支援対象者の保証債務を履行します。

この場合、機構¹³が関与して策定された合理的な事業再生計画に基づき、再生支援が行われることを前提とすれば、代表者等が保証債務の履行により取得した求償権を書面によって放棄した場合であっても、当該支援対象者が求償権の放棄を受けた後においてもなお債務超過の状況にあるときは、原則として求償権の行使は不能であり、代表者等の課税関係においては所得税法第 64 条第 2 項《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》の規定による保証債務の特例の適用が考えられます。

しかし、再生企業の保証人となっている経営者等が再生企業に対して私財提供をした場合や第三者に売却してその売却代金を再生企業に対して私財提供したような場合には、こうした措置がなく、資産の譲渡益に課税がされるという問題が指摘されていた。

¹² 機構法上の金融機関等とは、いわゆる普通の銀行、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、整理回収機構、信用保証協会等をいう。

¹³ 機構とは、株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）をいう。

4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 (創設)

(1) 新制度の内容

経営改善に関する指導及び助言¹⁴を受けた旨を明らかにする書類¹⁵の交付を受けた中小企業者¹⁶又は中小企業等協同組合等¹⁷で、青色申告書を提出するもの(特定中小企業者等という。)が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、経営改善設備に該当する器具備品及び建物附属設備¹⁸の取得等をして指定事業¹⁹の用に供した場合には、その取得価額の 30%相当額の特別償却とその取得価額の 7%相当額の特別税額控除(当期の法人税の額の 20%を限度とし、控除限度超過額は 1 年間の繰越しができる。)との選択適用ができることとされています(新措法 42 の 12 の 3①~④)。

ただし、特別税額控除の適用対象法人は、特定中小企業者等のうち、資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業者又は中小企業等協同組合等に限ることとされています(新措令 27 の 12 の 3⑤)。

なお、この制度の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に器具備品及び建物附属設備が経営改善設備に該当するものである

¹⁴ 経営改善に関する指導及び助言とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」17 条 2 項に規定する認定経営革新等支援機関、商工会議所等(新措令 27 の 12 の 3①⑨、「租税特別措置法施行令第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づく、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を指定する件」(厚生労働省農林水産省経済産業省告示第一号))による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

¹⁵ 指導及び助言の内容、その指導及び助言に基づき、その指導及び助言を受けた法人が取得等した器具備品及び建物附属設備の明細その他一定の事項を記載した書類をいう(新措規 20 の 8①)。

¹⁶ 上記脚注 4 (5 頁) 参照。

¹⁷ 中小企業等協同組合等とは、中小企業等協同組合(中小企業団体中央会に該当するものを除く。)、出資組合である商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合をいう(新措令 27 の 12 の 3②)。

¹⁸ 経営改善設備に該当する器具備品及び建物附属設備とは、器具備品にあつては、1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものとし、建物附属設備にあつては、一の取得価額が 60 万円以上のものとする(新措令 27 の 12 の 3③)。

¹⁹ 指定事業とは、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、サービス業等(これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。)をいう(新措令 27 の 12 の 3④、新措規 20 の 8②③)。

ことを証する一定の書類を添付しなければならないこととされています（新措令 27 の 12 の 3⑦、新措規 20 の 8④）。

- 地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、商業・サービス業、農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために行う(注)店舗改修等の設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度を創設する。（2年間の措置）

（注1）商工会議所などが助言。

（注2）税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業に限る。



（財務省資料より）

(2) 適用時期

上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等する経営改善設備に該当する器具備品及び建物付属設備について適用されます（改正法附則 66、改正措令附則 14、改正措規附則 1）。

II 平成 25 年度税制改正の解説（組織再編関係）

1 青色欠損金の繰越控除制度

(1) 改正前の制度の概要

イ 被合併法人等の繰越欠損金額の引継ぎ及び引継ぎの制限

(イ) 適格合併の場合の繰越欠損金額の引継ぎ

適格合併が行われた場合において、被合併法人の適格合併の日前 9 年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額で控除されずに繰り越されてきたもの（未処理欠損金額）があるときは、その未処理欠損金額が生じた被合併法人の事業年度に対応する合併法人の事業年度において生じた欠損金額とみなすこととされています（法法 57②）。つまり被合併法人の未処理欠損金額を合併法人が引き継ぐこととなります。

(ロ) 残余財産が確定した場合の繰越欠損金額の引継ぎ

内国法人（株主等法人という。以下、(ハ)において同じ。）との間に完全支配関係（その株主等法人による完全支配関係または一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係に限る。）がある他の内国法人でその株主等法人が発行済株式等の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人（残余財産確定法人という。以下、(ハ)において同じ。）の残余財産の確定の日の翌日前 9 年以内に開始した各事業年度（前 9 年内事業年度）において生じた欠損金額で控除されずに繰り越されてきたもの（未処理欠損金額）があるときは、その株主等法人のその残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における欠損金の繰越控除の適用については、その前 9 年内事業年度において生じた未処理欠損金額（その残余財産確定法人に株主等が二以上ある場合には、その未処理欠損金額を出資比率で按分する。）は、その株主等法人が引き継ぐこととされています（法法 57②）。

(ハ) 繰越欠損金額の引継ぎの制限

合併法人及び株主等法人（合併法人等）と被合併法人及び残余財産確定法人（被合併法人等）との間に支配関係（直接又は間接に 50%超の資本関係がある一定の関係をいう。以下同じ。）がある場合には、その支配関係が適格合併の日若しくは残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の 5 年前の日及び合併法人等若しくは被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続している場合又はその適格合併がみなし共同事業要件を満たす場合を除き、以下のように繰越欠損金額の引継ぎの制限が課されています（法法 57③、法令 112⑤）。

- ① 支配関係が生じた日（支配関係発生日）の属する事業年度（支配関係事業年度）前の各事業年度の未処理欠損金額

……これらの未処理欠損金額は、一切引き継ぐことができません。

② 支配関係事業年度以後の各事業年度の未処理欠損金額

……これらの未処理欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額（支配関係発生日において有する一定の資産の譲渡等により生じた損失の金額をいう。以下同じ。）に相当する金額から成る部分の金額は、引き継ぐことができません。

ロ 繰越欠損金額の利用制限

内国法人と支配関係がある法人（支配関係法人）との間でその内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人（合併法人等）とする適格合併、非適格合併で譲渡損益が繰り延べられるもの、適格分割、適格現物出資及び適格現物分配（適格組織再編成等）が行われた場合には、その支配関係が合併法人等の適格組織再編成等の日（その適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度開始の日の 5 年前の日及び合併法人等若しくは支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続している場合又はその適格組織再編成等がみなし共同事業要件を満たす場合を除き、合併法人等の有する繰越欠損金額につき以下のような利用制限が課されています（法法 57④、法令 112⑧）。

① 支配関係が生じた日（支配関係発生日）の属する事業年度（支配関係事業年度）前の各事業年度において生じた欠損金額

……これらの欠損金額は、全てないものとされます。

② 支配関係事業年度以後の各事業年度において生じた欠損金額

……これらの欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額は、ないものとされます。

(2) 改正の内容

青色欠損金の繰越控除制度における繰越欠損金額の引継ぎの制限及び利用制限について、次の見直しが行われています。

① 上記(1)イ(ハ)の被合併法人等に係る適格合併の日又は残余財産確定の日以前 2 年以内にその被合併法人等を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とし、特定支配関係法人²⁰を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする一又は二以上の特定適格組織再編成等²¹が行われていた場合に

²⁰ ここでいう特定支配関係法人とは、上記(1)イ(ハ)の合併法人等及びその被合併法人等との間に支配関係がある法人をいう。

²¹ 特定適格組織再編成等とは、適格合併、非適格合併で譲渡損益が繰り延べられるもの、適格分割、適格現物出資のうち、みなし共同事業要件を満たさないもの及び適格現物分配をいう。

において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその被合併法人等が有することとなったものは、その被合併法人等が上記(1)イ(ハ)②の支配関係発生日において有するものとみなして、上記(1)イ(ハ)の規定により引継ぎが制限されるその被合併法人等の欠損金を計算することとされています（新法令 112⑥）。

- ② 上記(1)ロの合併法人等に係る適格組織再編成等の日以前 2 年以内にその合併法人等を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とし、特定支配関係法人²²を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその合併法人等が有することとなったものは、その合併法人等が上記(1)ロ②の支配関係発生日において有するものとみなして、上記(1)ロの規定によりないものとされるその合併法人等の欠損金を計算することとされています（新法令 112⑥⑪）。
- ③ 上記(1)イ(ハ)の被合併法人等に係る適格合併の日又は残余財産確定の日以前 2 年以内に特定支配関係法人²³を被合併法人とし、その被合併法人等を合併法人とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、上記(1)イ(イ)の規定によりその被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人において特定資産の譲渡等損失額に相当する一定の欠損金額があるときは、その金額は上記(1)イ(ハ)②の特定資産の譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額に加算することとされています（新法令 112⑦）。
- ④ 上記(1)ロの合併法人等に係る適格組織再編成等の日以前 2 年以内に特定支配関係法人²⁴を被合併法人とし、その合併法人等を合併法人とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、上記(1)イ(イ)の規定によりその合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人において特定資産の譲渡等損失額に相当する一定の欠損金額があるときは、その金額は上記(1)ロ②の特定資産の譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額に加算することとされています（新法令 112⑦⑪）。

(参考)

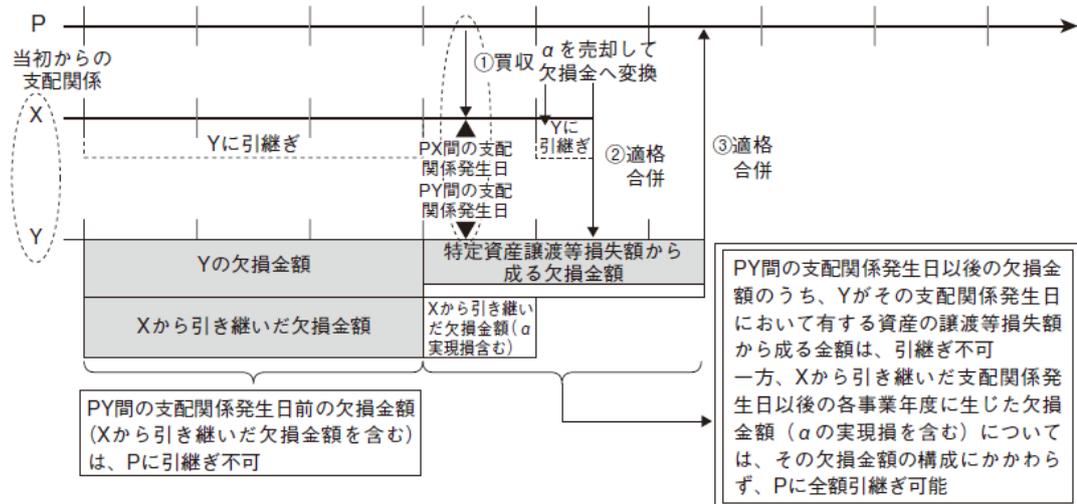
ある法人（買収法人）が他の法人グループをグループごと買収した場合において、

²² ここでいう特定支配関係法人とは、上記(1)ロの合併法人等及び上記(1)ロの支配関係法人との間に支配関係がある法人をいう。

²³ 上記脚注 20（19 頁）と同様。

²⁴ 上記脚注 22 と同様。

そのグループ内の法人において買収後に発生した欠損金（買収後に実現させた資産の含み損の損失）を買収法人が直接に適格合併等により引き継ぐ場合には、欠損金の引継制限の対象となる一方、そのグループ内の他の法人が適格合併等により引き継いだ後にさらに買収法人が適格合併等により引き継ぐ場合には、欠損金の引継制限の対象とならないという問題点が指摘されていました。



(自民党税制調査会資料より)

(3) 適用時期

上記(2)①及び③の改正は、上記(1)イ(ハ)の合併法人と平成 25 年 4 月 1 日以後にその合併法人と最後に支配関係があることとなった上記(1)イ(ハ)の被合併法人との間で行われる適格合併又は上記(1)イ(ハ)の株主等法人と平成 25 年 4 月 1 日以後にその株主等法人と最後に支配関係があることとなった上記(1)イ(ハ)の残余財産確定法人の残余財産の確定について適用されます(改正法令附則 5①)。

上記(2)②及び④の改正は、上記(1)ロの合併法人等と平成 25 年 4 月 1 日以後にその合併法人等との間に最後に支配関係があることとなった上記(1)ロの支配関係法人との間で行われる適格組織再編成等について適用されます(改正法令附則 5②)。

2 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度

(1) 改正前の制度の概要

イ 適用要件

内国法人と支配関係がある法人（支配関係法人という。以下同じ。）との間で、その内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（合併法人等という。以下同じ。）とする適格合併、非適格合併で譲渡損益が繰り延べられるもの、適格分割、適格現物出資のうちみなし共同事業要件を満たさないもの及び適格現物分配（特定適格組織再編成等という。以下同じ。）が行われた場合には、その支配関係がその合併法人等の特定適格組織再編成等の日（その特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（特定組織再編成事業年度）開始の日の 5 年前の日及び合併法人等若しくは支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続している場合を除き、適用期間（特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日（その経過する日が支配関係の生じた日以後 5 年を経過する日後となる場合には、その 5 年を経過する日）までの期間をいう。）において生じた特定資産譲渡等損失額は、損金の額に算入しないこととされています（法法 62 の 7①）。

なお、合併法人等又は支配関係法人の設立時から継続して支配関係がある場合であっても、その特定適格組織再編成等前に同じ支配グループにある他の法人と適格合併等を行っていた場合その他一定の場合には、特定資産譲渡等損失額の損金不算入措置の対象とされています（法令 123 の 8①二）。

ロ 特定資産譲渡等損失額

(1) 特定資産譲渡等損失額

特定資産譲渡等損失額とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（法法 62 の 7②）。

- ① 合併法人等が支配関係法人から特定適格組織再編成等により移転を受けた資産で支配関係法人が支配関係が生じた日（支配関係発生日という。以下同じ。）前から有していたもの（特定引継資産という。以下同じ。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（災害による滅失や損壊、一定の法的整理や私的整理の手続中において生じたものや適正に減価償却を行ってきた減価償却資産の除却その他一定のものは含まれない。下記の②においても同様。）による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡または評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額
- ② 合併法人等が支配関係発生日前から有していた資産（特定保有資産という。以下同じ。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の

合計額を控除した金額

(ロ) 特定資産から除外されるもの

次の資産は、特定引継資産及び特定保有資産から除外されます（法令 123 の 8 ③）。

① 棚卸資産（土地等を除く。）

② 短期売買商品（法法 61）

短期売買商品とは、短期的な市場価格の変動により利益をあげることを目的として保有する資産（金、銀やプラチナ等）のうち一定のものをいいます。

③ 売買目的有価証券（法法 61 の 3）

④ 少額資産

これは、特定適格組織再編成等の日における帳簿価額又は取得価額（資産を一定の単位（例えば土地であれば 1 筆の土地又は 1 団の土地、建物であれば 1 棟の建物、機械装置であれば 1 台等となる。）に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額又は取得価額をいう。）が 1,000 万円に満たない資産をいいます。

⑤ 支配関係発生日における価額がその支配関係発生日における帳簿価額を下回っていない資産（合併法人等の特定適格組織再編成等の日の属する事業年度の確定申告書に、支配関係発生日におけるその資産の価額及びその帳簿価額に関する明細書の添付があり、かつ、その資産に係る支配関係発生日の価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合におけるその資産に限る。）

(2) 改正の内容

特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、次の見直しが行われています。

① 合併法人等が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうちに、その特定適格組織再編成等の日以前 2 年以内に行われた一又は二以上の前特定適格組織再編成等²⁵により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日²⁶前から有していたものがある場合には、その資産は、その支配関係法

²⁵ ここでいう前特定適格組織再編成等とは、その特定組織再編成等の前に行われる特定適格組織再編成等で、関連法人（合併法人等及び支配関係法人との間に支配関係がある法人をいう。以下同じ。）を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とし、支配関係法人又は他の関連法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とするものをいう。

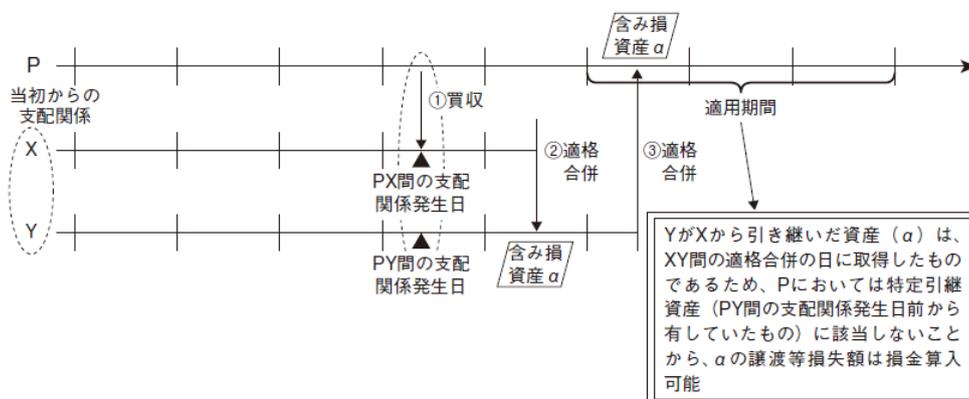
²⁶ 関連法人支配関係発生日とは、合併法人等及び支配関係法人と関連法人との間に最後に支配関係があることとなった日をいう。

人が支配関係発生日前から有していたものとみなして、特定資産譲渡等損失額を計算することとされています（新法令 123 の 8⑫）。

- ② 合併法人等が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産のうち、その特定適格組織再編成等の日以前 2 年以内に行われた一又は二以上の前特定適格組織再編成等²⁷により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、その合併法人等が支配関係発生日前から有していたものとみなして、特定資産譲渡等損失額を計算することとされています（新法令 123 の 8⑬⑭）。

（参考）

ある法人（買収法人）が他の法人グループをグループごと買収した場合において、そのグループ内の法人が有していた資産を買収法人が直接に適格合併等により引き継ぐ場合には、特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度の対象となる一方、そのグループ内の他の法人が適格合併等により引き継いだ後にさらに買収法人が適格合併等により引き継ぐ場合には、同制度の対象とならないという問題点が指摘されていました。



（自民党税制調査会資料より）

(3) 適用時期

上記の改正は、合併法人等と平成 25 年 4 月 1 日以後にその合併法人等との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用されます（改正法令附則 6）

²⁷ ここでいう前特定適格組織再編成等とは、その特定組織再編成等の前に行われる特定適格組織再編成等で、関連法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とし、その合併法人等又は他の関連法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とするものをいう。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税／仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。